

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行個）諮問第161号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行個）答申第203号）

事件名：本人に係る特定の事案に関して特定期間に特定金融機関から提出された文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定金融機関Aから流出した内部文書に関して平成23年～平成24年に特定金融機関Aから東海財務局に提出された文書及び東海財務局から特定金融機関Aに出された文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月13日付け金監第1647号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね次のとおりである（審査請求書に添付された資料の内容は省略）。なお、審査請求人から、平成30年11月2日付け（同月5日收受）で意見書及び資料が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。

開示請求した文書は、特定金融機関Aから流出した内部文書に関して、平成23年から24年にかけて、特定金融機関Aから東海財務局に提出された文書及び東海財務局から特定金融機関Aに出されたと思われる文書です。特定金融機関Aは文書流出を報告していないかも知れません。それとも、報告をしたけれども、東海財務局の指導はなかったかもしれません。

特定金融機関A内から持ち出された文書は、私「審査請求人の自宅に、特定金融機関Aの特定職員が置いていきました。

この文書に対して、「私に文書を返さないと『断固たる措置をする』」と特定金融機関Aが私を恫喝しました。この対応から、この文書流出を特定金融機関Aが隠蔽することが予想されました。（この時私は別件で、特

定金融機関Aを信用していませんでした)。なぜ、文書が特定金融機関A内から流出したのかが問題です。

この開示請求は、特定金融機関Aが文書流出という不始末を東海財務局にいつ報告し、この問題に対処していたか。また、東海財務局は文書流出についての指導をしていたかです。

開示をしないとした理由は、①「当該文書の存否を公にすることにより、当該金融機関の事務管理の問題点や経営状態についての憶測を招き、社会的地位を低下させるなど、」②当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあることから、③当該情報は、法14条3号イの不開示情報に該当するとしています(①②③は私が付ける。)

①について、一般的に外部に流出した文書について、企業の多くは、そのことを対外的に明らかにして、多くがマスコミの取材を受けて、謝罪等を行っています。しかし、特定金融機関Aは『警察に届けた』と私にウソを言ってこの文書の流出を隠してきました。私は東海財務局にこのことを知らせ、指導をお願いしました。東海財務局の担当者は「特定金融機関Aと話をしてみて」と言いましたが、特定金融機関Aは「済んだこと」と言って取り合いませんでした。

東海財務局の要請により、流出文書を東海財務局に持っていくと、東海財務局は複写(特定日時)をしました。

「当該文書の存否を公にすることにより、特定金融機関Aの事務管理の問題点や経営状態についての憶測を招き、社会的地位を低下させる」といいますが、東海財務局は文書の具体的内容を知って、何らかの指導をすることになります。流出文書の内容はそれほど問題ではないと思います。文書の流出が問題です。流出については公開することが普通ではありませんか。他の金融機関の文書流出も公開しないのですか。誠意ある対応をお願いします。

特定金融機関Aから、「流出についての報告が東海財務局にある」場合、東海財務局の指導は、特定金融機関Aになぜ何も行わない対応、すなわち警察に届けずに、文書流出の公開をしない状態にしたのか、経営状態・社会的地位の低下に及ぶという判断をすれば、社会的責任は問わないのですか。

また、特定金融機関Aが流出文書問題を7年間も隠蔽していたとして、私が東海財務局に報告するまで東海財務局が知らなかったとすれば、東海財務局は一般的に「事務管理の問題点や経営状態についての憶測招き、社会的地位を低下させる」として公開しないどころか、特定金融機関Aに厳しい指導をするではありませんか。その指導は感じられない。

また、金融機関の事務管理の問題点に憶測を招くとしていますが、文書は流出していて、なぜ文書流出が起こったのかを明らかにするために公開

を求めているわけです。憶測は「職員の中に盗人がいるのではないか」，「1人でなく2人の仕業か」，「金庫を開けられる人と，持ち出した人は違う」，「なぜ，文書流出をすぐに公表しないのか」及び「持ち出した人は退職金をもらったようだ」と多々あります。文書流出の真相究明こそが必要です。東海財務局と特定金融機関Aのやり取りがあれば，明らかにしてほしいと公開を求めました。

金融機関の事務管理で，文書が流出した場合，どのような事務処理をするようになっていくのか答えていただきたい。その時に，社会的地位がどうかを検討するのですか。問題を引き起こしたのは，特定金融機関Aです。ここまで問題を引き延ばしてきたのも，特定金融機関Aです。社会的地位は誠実な対応，ウソをつかないことで認められます。ウソをつき，隠蔽をしたら，社会的地位を失います。流出文書の対応が正しければ，社会的地位は失いません。指導する側の金融庁が，特定金融機関Aのこの事務管理がまともなものかどうか，どういう指導がなされてきたかも問われます。

②特定金融機関Aの権利とは？競争上の地位その他正当な利益を害するおそれとは何ですか。

企業の多くは文書の流出などの事件では，マスコミを通じて謝罪等を行います。

最近では特定金融機関Bがそうでした。

特定金融機関Aは文書の流出が明らかになった時に，私に対し，「断固たる措置をとる」以外は何もなく，文書流出の謝罪などありませんでした。警察にも届けていません。文書流出の犯人探しの権利を放棄したどころか，私の自宅に持ち込んだ特定金融機関Aの職員を円満退職させ，犯人探しはしていません。

文書は私が所持し，私が何度か返済の機会をつくりましたが，無視されました。文書を取り戻す意思も放棄したようにも思います。しかし，特定金融機関Aの文書ですから，東海財務局で話しているとおり，文書は，特定金融機関Aに返すと決めています。隠蔽はやめて，真実を語ってほしいです。

利害を害するおそれということがあるとすれば，特定金融機関A自身の責任が大きいと言わなければなりません。流出が分かった時点で，警察に連絡し，金庫から文書を盗んだ犯人を探していれば，社会的にまともな対応だと思えます。もう7年も解決できないでいることが，競争相手との利害関係を一番に考えて，知らないふりをしてきたとすれば，金融庁はそうしたことを認めるのでしょうか。ここで，文書の流出が公開されれば，7年間も隠蔽してきたことになりますから，信用が失われることになる。

「競争上の地位その他正当な利益を害する」ことになるわけです。だからこのまま隠蔽を続けようというのでしょうか。

文書の流出が分かってから、なぜ特定金融機関Aは約7年間隠蔽したのが問われ、それを解明する機関が金融庁なのではありませんか。

東海財務局からも、連絡していただきましたが、進展はしませんでした。文書の流出の真相は、特定金融機関Aが正当な利益を害するおそれがあるとしても、社会的責任がある企業として、丁寧に説明をすべきです。

東海財務局の指導は、社会的責任をとるようにと指導されたと信じていますが、今回の文書の不開示は、指導内容も疑わしいということになります。特定金融機関Aが特定金融機関Bとは違う権利があり、特定金融機関Aの利益を害するおそれがあるとするれば、東海財務局の指導は厳しいものであったと思いたい。

③当該情報は、法14条3号イの不開示情報に該当するについて

この流出した文書は、特定金融機関Aの「金庫」から出されたものだと推測（他の金融機関に聞いてみて）します。

私は、特定金融機関Aの会長Aに流出文書を返す機会をつくりましたが、その機会は無視されました。特定金融機関Aは、この7年間、社内で自ら招いたことを解決できないできました。上記②でも書きましたが、特定金融機関A職員の何人かで金庫から文書を出さないと文書は外に流出しない。少なくとも、私の自宅に持ってきて置いていった職員は事実を知る1人です。この文書流出問題は事件です。職員が盗んで、その職員は円満退職？捕まっています。一般的に、金庫から文書が盗まれたら警察に届けます。盗んだ人物は犯罪者です。特定金融機関Aは、届けなくて隠し続けるのでしょうか。

不開示情報とするのではなく、特定金融機関Aの文書流出があった時に東海財務局への報告義務を行い（原文ママ）。一方、東海財務局が文書流出を知った時の指導文書等々、情報公開を再度求め、不服申し立てとします。

最後に、東海財務局がもしかして、私からの情報（流出文書の提示）を得ながら、指導してこなかった事実が明らかになるようなことを恐れているようなことがないことを願います。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、平成30年5月15日付け（同日受付）で東海財務局長に対して行った保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。なお、本件開示請求は、法21条1項に基づき、同月24日付けで処分庁に移送された。）に関し、処分庁が、法18条2項に基づき、同年6月13日付け「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」（金監第1647号）において本件開示請求に係る保有個人情報を不開示とする処分（原処分）をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

## 1 本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報（本件対象保有個人情報）は、「特定金融機関Aから流出した内部文書に関して平成23年～平成24年に特定金融機関Aから東海財務局に提出された文書及び東海財務局から特定金融機関Aに出された文書」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報である。

## 2 原処分について

処分庁は、特定の金融機関における特定の事案に関して当該金融機関から提出された文書及び当局から発出した文書については、当該文書の存否を公にすることにより、当該金融機関の事務管理の問題点や経営状態についての憶測を招き、社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件対象保有個人情報は、法14条3号イの不開示情報に該当し、本件対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、本件開示請求については、法17条の規定に基づき、その存否を明らかにせず不開示とする旨の決定を行った。

## 3 審査請求人の主張について

### （1）審査請求の趣旨

審査請求人が提出した平成30年7月17日付け書面（審査請求書）によると、冒頭において、「金監第1647号『保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）』の不服申し立てをします。」と記載されるとともに、末尾において、「不開示情報とするのではなく、特定金融機関Aの文書流出があった時に東海財務局への報告義務を行い。一方、東海財務局が文書流出を知った時の指導文書等々、情報公開を再度求め、不服申し立てとします。」と記載されているところ、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めているものと解される。

### （2）審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人は、要旨、次のとおり主張しているものと解される。すなわち、審査請求人は、特定金融機関Aから文書が流出し、同文書を自己が保有していることを前提に、同文書の流出に関する、特定金融機関Aから東海財務局に対する報告の存否や状況等、東海財務局及び金融庁から特定金融機関Aに対する対応状況や指導状況等を知るために、本件開示請求を行ったもので、現に特定金融機関Aから同文書が流出しており、通常、金融機関等から内部文書が流出した場合にはかかる事実を公にすべきであるから、本件対象保有個人情報の存否を公にすることにより、特定金融機関Aの事務管理の問題点や経営状態について憶測を招き、社会的地位を低下させるなど、特定金融機関Aの

権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず，したがって，本件対象保有個人情報，法14条3号イの不開示情報に該当しない旨主張しているものと解される。

#### 4 原処分の妥当性について

##### (1) 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は，上記のとおり，「特定金融機関Aから流出した内部文書に関して平成23年～平成24年に特定金融機関Aから東海財務局に提出された文書及び東海財務局から特定金融機関Aに出された文書」に記録された保有個人情報を対象とするものである。

なお，一般論として，信用金庫から内部文書が流出した場合，信用金庫法等においては，当該流出が不祥事件（信用金庫法施行規則100条5項5号）に該当するときには，当該信用金庫は，当局に対し，不祥事件として届け出なければならない（信用金庫法87条1項6号，同法施行規則100条1項27号）旨規定され，当局は，信用金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは，信用金庫に対し，その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めたり（同法89条1項が準用する銀行法24条1項），業務の停止等を命じるなどすることができる（同法26条1項）旨規定されている。

##### (2) 存否応答拒否の妥当性について

特定金融機関Aから内部文書が流出し，当局から特定金融機関Aに対して指導等が行われていた場合，本件文書に記録された本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることは，結果として特定金融機関Aから内部文書の流出があったという事実の有無及び文書流出に関し当局から特定金融機関Aに対する指導等が行われた事実の有無（以下，第3において，併せて「本件存否情報」という。）を公にすることとなる。

本件存否情報が明らかになれば，特定金融機関Aの文書の保存，管理方法などの事務管理の問題点や経営状態について何らかの問題があるのではないかといった憶測を招き，社会的地位を低下させ，同業他社との競争関係において不利益を被るおそれが生ずるなど，特定金融機関Aの権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから，本件存否情報は，法14条3号イの不開示情報に該当する。

したがって，本件対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで，法14条3号イの不開示情報を開示することとなるため，法17条の規定により，その存否を明らかにせず不開示とした原処分は妥当である。

##### (3) 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は，審査請求書において，特定金融機関Aから流出した内部文書を保有していることや，審査請求書添付の資料において，特定金

融機関Aから内部文書の返却を求められていることからして、特定金融機関Aから内部文書が流出した事実は明らかである旨主張しているとも解される。

しかしながら、特定金融機関Aにおいて、内部文書の流出があったという事実の有無について公表された事実が存在しないこと、上記資料は、当事者間でのやり取りに過ぎず、不特定多数に対する公開を意図したものではないことに加え、審査請求人が当局から特定金融機関Aに対する指導等が行われた事実の有無を知っていると推認できる事情は認められないことに照らすと、本件存否情報が公になっているとはいえない。

したがって、審査請求人の主張は、原処分判断を左右するものではない。

## 5 結語

以上のとおり、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月5日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成31年1月31日 審議
- ⑤ 同年3月7日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法14条3号イの不開示情報を開示することになるとして、その存否を明らかにせずの開示請求を拒否する決定（原処分）を行い、諮問庁は、原処分を妥当としている。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、本件開示請求文言にいう「特定金融機関Aから流出した内部文書」とは、本件開示請求に至る経緯を踏まえ、特定金融機関Aの特定職員が審査請求人の自宅に置き忘れた特定金融機関Aの内部文書（以下「本件特定文書」という。）を指すものと解した旨説明があった。

以下、本件審査請求については、かかる諮問庁の説明を前提に、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件対象保有個人情報は、特定金融機関Aから流出した内部文書（本件特定文書）に関して平成23年から平成24年に特定金融機関Aから

東海財務局に提出された文書及び東海財務局から特定金融機関 A に出された文書に記録された保有個人情報であり、その存否を答えることは、特定金融機関 A の職員が審査請求人の自宅に特定金融機関 A の内部文書を置き忘れた事実（以下「本件特定事実」という。）の有無、本件特定事実に関して特定金融機関 A から東海財務局に対して文書が提出された事実の有無及び本件特定事実に関して東海財務局から特定金融機関 A に対して文書が発出された事実の有無（以下、併せて「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

そこで、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件特定事実に関する特定金融機関 A、金融庁及び東海財務局の公表事実の有無について、当審査会事務局職員をして特定金融機関 A、金融庁及び東海財務局の各ウェブサイトを確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特定金融機関 A のウェブサイトにおいて、本件特定事実の有無に関する記載、本件特定事実を不祥事件に該当するとして届け出た旨の記載及び本件特定事実に関して金融庁又は東海財務局から行政指導や行政処分を受けた旨の記載は認められない。

イ 金融庁及び東海財務局のウェブサイトにおいて、本件特定事実に関して特定金融機関 A に対し行政指導や行政処分を行った旨の記載は認められない。

(3) 当審査会において、本件審査請求書に添付された資料を確認したところ、当該資料は、平成 23 年特定日において特定金融機関 A から審査請求人に対して送付された文書であり、当該特定日頃、審査請求人が所有していた本件特定文書の返却の求めに係る記載がされていると認められるものの、本件特定事実が不祥事件に該当するか否かの特定金融機関 A の判断に関する記載は認められなかった。

(4) 当審査会において、行政庁に対して不祥事件として届出を行う場合や行政庁が行政指導や行政処分を行う場合を信用金庫法等において確認したところ、上記第 3 の 4 (1) の諮問庁の説明のとおりであった。

(5) 以上を踏まえて検討するに、上記 (3) のとおり、審査請求人は、本件特定事実を当然知っている立場にあるのであり、そうであれば、本件特定事実の有無が、法 14 条 3 号イの不開示情報に該当すると解する余地はない。

また、上記 (2) のとおり、本件特定事実の有無、本件特定事実を不祥事件に該当するとして届け出た事実の有無及び本件特定事実に関して金融庁又は東海財務局から特定金融機関 A に対し、行政指導や行政処分が行われた事実の有無に関する公表事実は認められないものの、本件特定事実に関して特定金融機関 A から東海財務局に対して提出される文書



は必ずしも不祥事件に該当するとして届け出る文書のみであるとは限らないのであるから、特定金融機関Aから東海財務局に対して文書が提出された事実の有無を明らかにすることにより、特定金融機関Aにおける文書の保存、管理の方法などの事務管理態勢や経営状態について何らかの問題があるのではないかといった憶測を招き、社会的地位を低下させ、同業他社との競争関係において不利益を被るおそれが生ずるなど、特定金融機関Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいい難い。

さらに、本件特定事実に関して東海財務局から特定金融機関Aに対して発出される文書は、必ずしも行政指導や行政処分に関する文書のみであるとは限らないのであるから、東海財務局から特定金融機関Aに対して本件特定事実に関する何らかの文書が発出された事実の有無が明らかにされるというだけでは、本件特定事実に関して東海財務局から特定金融機関Aに対して指導等が行われた事実の有無を明らかにすることとなるとまではいえず、本件特定事実に関して東海財務局から特定金融機関Aに対して文書が提出された事実の有無を明らかにすることにより、特定金融機関Aにおける文書の保存、管理の方法などの事務管理態勢や経営状態について何らかの問題があるのではないかといった憶測を招き、社会的地位を低下させ、同業他社との競争関係において不利益を被るおそれが生ずるなど、特定金融機関Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいい難い。

したがって、本件存否情報は、法14条3号イの不開示情報に該当せず、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、同号イの不開示情報を開示することとなるとは認められないことから、本件対象保有個人情報の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条3号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当せず、本件対象保有個人情報の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子